

佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価

事後調査報告書 (令和4年度版)

令和5年（2023年）6月

吹 田 市

目 次

	ページ
1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1-1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2-1
3. 事業の名称、目的及び内容	3-1
3.1 事業の名称	3-1
3.2 事業の目的	3-1
3.3 事業の内容	3-1
4. 事業に係る工事の工程及び供用予定時期	4-1
4.1 工事の工程	4-1
4.2 供用予定時期	4-1
5. 本事業における環境に対する取組方針	5-1
6. 事後調査の結果	6-1
6.1 事後調査の目的	6-1
6.2 事後調査の対象とする環境要素及びその期間	6-1
6.3 事後調査の内容及び結果	6-3
6.3.1 動植物・生態系	6-3
7. 事後調査の結果に対する評価	7-1
7.1 動植物・生態系	7-1
8. 本事業における環境取組内容の実施状況	8-1
8.1 工事中に実施する環境取組	8-1
8.2 特定外来生物の駆除	8-7
9. 事後調査を委託した者の氏名及び住所	9-1

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 吹田市

代表者の氏名 : 吹田市長 後藤 圭二

主たる事務所の所在地 : 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

2. 事業者の環境に対する取組方針

吹田市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、「吹田市環境基本条例」に基づき、「吹田市第2次環境基本計画」を平成21年（2009年）3月に策定した。その後、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー需給に対する意識の変化、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）、平成30年（2018年）4月の第五次環境基本計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況が変化してきた。

吹田市においては、転入超過による人口増加が続いており、市域の年間エネルギー消費量やごみの年間排出量の増加が見込まれることから、更なる環境施策の推進が求められる状況である。そのような中、平成31年（2019年）4月から市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」がスタートし、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちづくりを目指しているところである。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、「吹田市第2次環境基本計画（改訂版）」の方向性（枠組）を維持しながら、持続的な取組を強化するために、令和2年（2020年）2月に「吹田市第3次環境基本計画」を策定した。吹田市の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において本計画との整合を図ることとなっている。

「吹田市第3次環境基本計画」の基本理念は図2.1.1に示すとおりであり、「使い捨てなどのライフスタイルを見直す」、「限りある資源を有効に使う」、「豊かな自然と共に生きる」の3つの視点が持続可能な社会を目指す上での環境政策の基本理念である。これらを進めるためには、ライフスタイルを転換しなければならないが、そこに共通する言葉が「MOTTAINAI」（もったいない）である。吹田市では、エネルギーの消費活動自体を見直すという意味で「節エネルギー」という言葉を提唱し、温暖化対策の柱にしてきた。

基本理念は、改めて「もったいない精神」に立ち返り、上記に掲げる考え方を明確にしたものである。

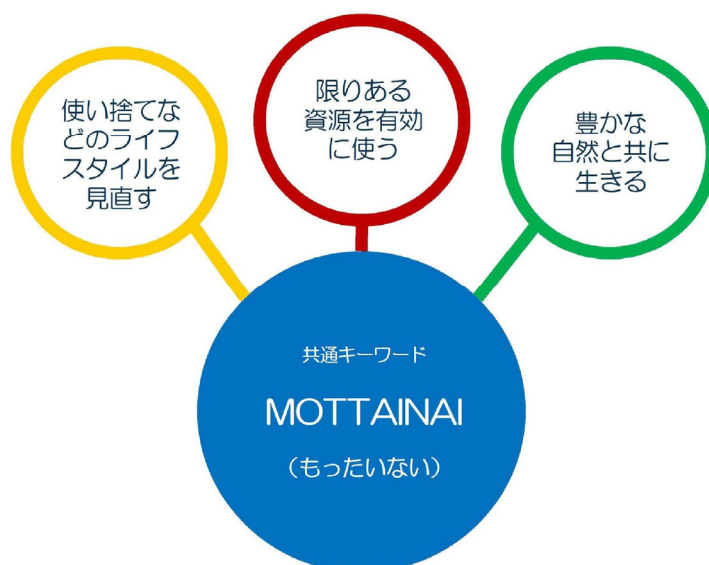


図 2.1.1 吹田市第3次環境基本計画の基本理念

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、基本理念に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、吹田市では下記の考え方を基本方針として、施策や取組を推進していくものとする。

<基本方針>

安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する

- ・ 大気、水、土壌などの身近な環境の保全に取り組む
- ・ 生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る
- ・ 快適な都市環境の創造を図る
- ・ 気候変動への対策に取り組む

エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す

- ・ 節エネルギー・省エネルギーを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る
- ・ ごみの減量・再資源化、節水などの資源の適正な管理及び循環的な利用を図る

市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年（2020年）2月、吹田市）

3. 事業の名称、目的及び内容

3.1 事業の名称

佐井寺西土地区画整理事業

3.2 事業の目的

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業である。吹田市では南吹田第1、南吹田第2、江坂、岸辺駅前、佐井寺東等の8地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、令和4年（2022年）3月に都市計画変更（廃止）された岸辺駅前を除く7地区のうち、6地区が市施行により、1地区が独立行政法人都市再生機構の施行により、それぞれ完了している。佐井寺西土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、新たに佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部等を対象とし、事業計画地面積約20.8haにおいて実施するものである。

本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものである。

3.3 事業の内容

3.3.1 事業の種類

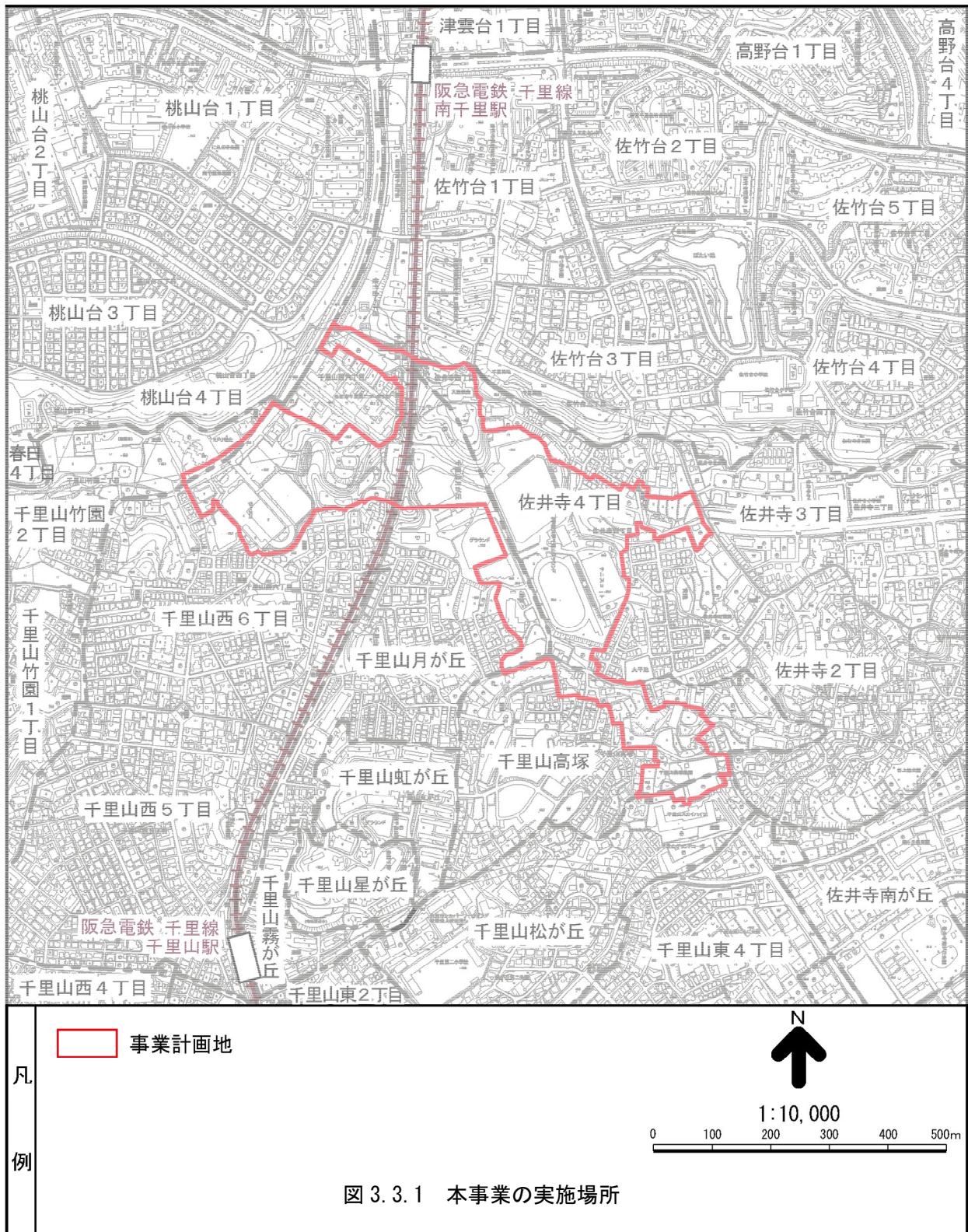
事業の種類は「開発行為」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年3月31日条例第7号（最終改正：平成23年12月27日条例第44号））第2条に規定する要件に該当する。

3.3.2 事業の規模

事業計画地面積 207,890 m²

3.3.3 事業の実施場所

本事業の実施場所は図3.3.1に示すとおりであり、佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部、千里山松が丘の一部、千里山西6丁目の一部に位置している。



3.3.4 事業計画の概要

(1) まちづくりの流れ

事業計画地のまちづくりの流れは、図 3.3.2 に示すとおりである。

本事業は、土地区画整理事業として令和元年（2019 年）7 月に都市計画決定しており、令和 2 年度（2020 年度）内に土地区画整理事業の事業認可を得た後、令和 3 年度（2021 年度）から工事に着手し、令和 13 年（2031 年）3 月末の完成を目指すものである。

民間開発等による建築物の建設は、土地区画整理事業とは別途進められることになり、都市基盤施設が供用開始し、土地利用が可能となった箇所から建設が開始される場合もある。

「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第 1 条では、「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施及びその後の事業活動に当たり環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。」と記述されている。本事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備を行うものであり、これらの施設整備に対する環境影響評価を実施するものである。土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、引き続き建築物の建設等が行われ「まちづくり」が完了することになる。まちづくりに当たって、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」の対象事業に該当する事業が計画された場合は、別途その事業を計画する事業者が環境影響評価を実施する。

なお、まちづくりの完了時点における計画人口（吹田市第 4 次総合計画で推計された令和 12 年（2030 年）における将来人口から算定した人口密度より算出）は、約 2,300 人である。

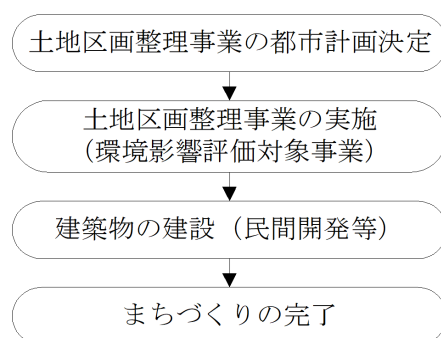


図 3.3.2 まちづくりの流れ

(2) 事業の検討の背景

事業計画地を南北に縦断する都市計画道路 3・4・205-16 佐井寺片山高浜線（以下「佐井寺片山高浜線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線」として位置付けられている主要な補助幹線道路である。昭和 21 年（1946 年）に都市計画決定されて以降、国鉄吹田駅前再開発事業（昭和 48 年（1973 年）～55 年（1980 年））、J R 吹田駅北口再開発事業（平成 2 年（1990 年）～11 年（1999 年））、佐井寺南土地区画整理事業（昭和 58 年（1983 年）～平成 10 年（1998 年））等、沿道市街地との一体的整備を中心に建設を進めてきたが、千里山高塚～千里山西 6 丁目の区間（約 1.14km）が未整備となっている。

また、事業計画地を東西に横断する都市計画道路 3・3・205-4 豊中岸部線（以下「豊中岸部線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線」として位置付けられている幹線道路である。昭和 34 年（1959 年）に都市計画決定されており、事業計画地については、佐井寺 4 丁目～千里山西 6 丁目の区間（約 0.87km）が未整備となっている。

事業計画地は、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災の観点から表 3.3.1 に示す問題点を抱えている。

表 3.3.1 事業計画地が抱える問題点

区 分	問 題 点
道路・交通	- 事業計画地内の道路は幅員が狭く、歩道のない区間が多い。 - 事業計画地の周辺にはバス路線があるが、事業計画地内にはバス路線はない。
土地利用	- 近隣サービスを提供する商業施設が不足している。 - 事業計画地内の高低差が大きく、土地利用が図られにくい。 - 阪急電鉄千里線により事業計画地内が東西に分断されている。
都市基盤	- 事業計画地の周辺には、上水道幹線が未整備のエリアがある。 - 事業計画地の大部分において、雨水排水が整備されていない。 - 佐竹台小学校区や千里第二小学校区では、近年、人口増加が著しく、今後も大規模集合住宅の開発計画により人口増加が見込まれるが、基盤整備が対応できていない。
防 災	- 事業計画地の北東側を中心に低層住宅が密集しているエリアがある。 - 事業計画地及びその周辺には、消火栓や防火水槽が設置されていないエリアがある。

これらの問題点に対して、表 3.3.2 に示す整備課題が挙げられる。また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討した。

現在、都市計画道路の整備予定地において、生産緑地の指定解除等により、民間事業者による買取り及び開発が進められている。道路建設事業のような線的整備事業の場合には、個別に地権者に対して用地買収や物件補償を行わなければならないため、事業費の増加が見込まれるとともに、交渉も難航するものと想定される。一方、土地区画整理事業のような面的整備事業の場合には、民間投資のポテンシャルを有効に活用しつつ、一体的整備のなかで沿道にふさわしい健全な土地利用を促進し、良好な沿道開発を誘導することが可能になるとともに、事業計画地内の未利用地についても、整形な土地を生み出し有効活用が図られることが期待できる。

表 3.3.2 事業計画地の整備課題

区 分	整備課題
道路・交通	歩道整備や道路拡幅等、安全な道路空間の確保が必要である。
土地利用	- 高低差や基盤整備の状況、法規制を踏まえ、土地条件に適合し、地区の位置付けを踏まえた土地利用計画が必要である。 - 住宅地と住宅地が分断された土地利用の対応が必要である。 - 今後も人口増加が予測される地域であることから、宅地需要を満たす良好な住宅地の整備が必要である。
都市基盤	都市化の進展を支える上下水道等の都市基盤の効率的な整備が必要である。
防 災	本事業の施行に合わせて、消火栓等の設置を行うとともに、消防活動を行える道路幅員の確保が必要である。

(3) 事業計画地のまちづくりの基本方針

上記の事業計画地の問題点、整備課題等を踏まえたまちづくりの基本方針は以下のとおりである。

- ① 便利で快適な居住環境の形成を図り、人口増加・定着を図る。
- ② 商業施設等を中心とした生活圏域を考慮し、小学校区単位で住区を形成する。
- ③ 豊中岸部線の沿道は、主に商業系土地利用を図る。
- ④ 佐井寺片山高浜線の沿道は、主に住居系土地利用を図る。
- ⑤ 豊中岸部線以南は、良好な住宅市街地の形成を図る。
- ⑥ 都市計画道路の整備により、事業計画地内の区画道路から通過交通を排除するとともに、救急・消防活動等の緊急時への速やかな対応を図る。
- ⑦ 歩行者の安全性を確保するため、交通安全対策を検討する。
- ⑧ 利用者の誘致距離を考慮して、一定の街区ごとに公園を配置する。
- ⑨ 雨水排水の計画的な整備を推進する。
- ⑩ 未整備エリアの上水道幹線の整備を推進する。
- ⑪ 商業施設や生活利便施設の立地の誘導を図る。
- ⑫ 再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する。
- ⑬ 動植物の生息・生育に配慮し、地域に応じたみどりの創出やグリーンインフラを推進する。
- ⑭ 良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。

(4) 土地利用計画

土地利用計画は表 3.3.3 及び図 3.3.3 に、代表的な断面における事業実施後の地盤高は図 3.3.4 にそれぞれ示すとおりである。なお、現況の土地利用は、図 3.3.5 に示すとおりである。

事業計画地の面積 207,890m²(約 20.8ha) の内訳は、道路(都市計画道路、区画道路等)が 27.71%、公園・遊園が 3.32%、緑地が 1.13%であり、その小計は 32.16%である。これ以外の土地(宅地等)の比率は 67.84%であり、その内訳は住宅地等が 65.69%、鉄道用地が 2.15%である。住宅地等の

用途については、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、民間の事業者が開発を行うため、現時点では未定である。

現況の土地利用は、公共用地が 7.65%、宅地等が 81.91%である。なお、現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、表 3.3.3 の現況の面積と図 3.3.5 に示した現況の土地利用図とは、一致していない場合がある。

表 3.3.3 土地利用（現況及び計画）

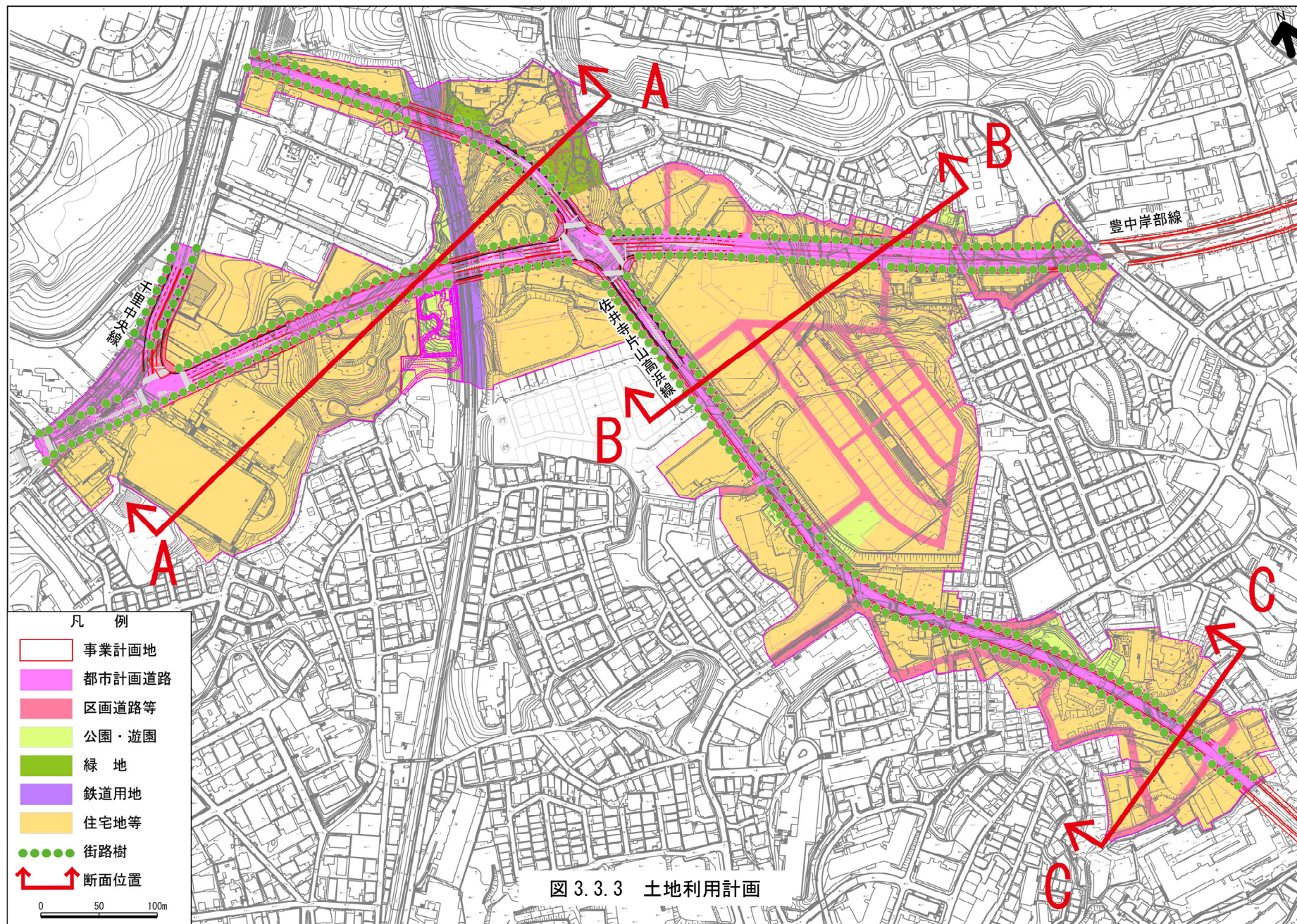
区 分		現 況		計 画	
		面 積 ³⁾ (m ²)	構成比 ⁴⁾ (%)	面 積 ³⁾ (m ²)	構成比 ⁴⁾ (%)
公共用地	道 路	14,985	7.21	57,613	27.71
	公園・遊園	915	0.44	6,908	3.32
	緑 地	—	—	2,351	1.13
	小 計	15,900	7.65	66,872	32.16
宅地等	住 宅 地	47,393	22.80	136,557	65.69
	学校施設	58,246	28.02		
	ため池	6,320	3.04		
	農地・山林等	58,161	27.97		
	鉄道用地 ¹⁾	165	0.08	4,461	2.15
	小 計	170,285	81.91	141,018	67.84
測量増減 ²⁾		21,706	10.44	—	—
合 計		207,890	100.0	207,890	100.0

備考 1) 現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、実際の土地利用と一致しない場合がある。例えば、鉄道用地の場合、計画の面積に対して現況の面積が非常に小さくなっている。これは、鉄道用地の地目が登記簿では、他用途で記載されていることが多いためである。

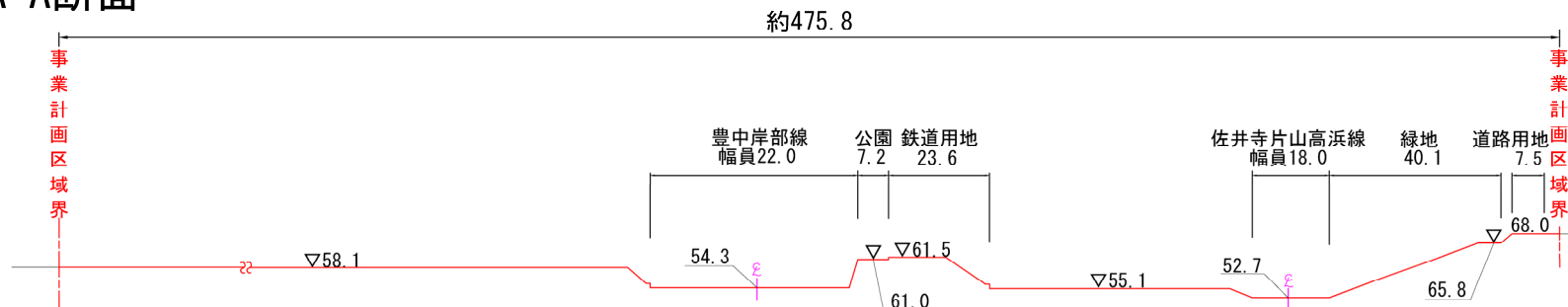
2) 測量増減は、「事業計画地面積－公共用地面積－宅地等面積」により算出された面積である。宅地等面積は、登記簿面積から算出するが、実測面積と異なる場合が多いため、事業計画段階ではその差を「測量増減」として標記することとなっている。

3) 表中の面積は小数点以下第 1 位を四捨五入している。

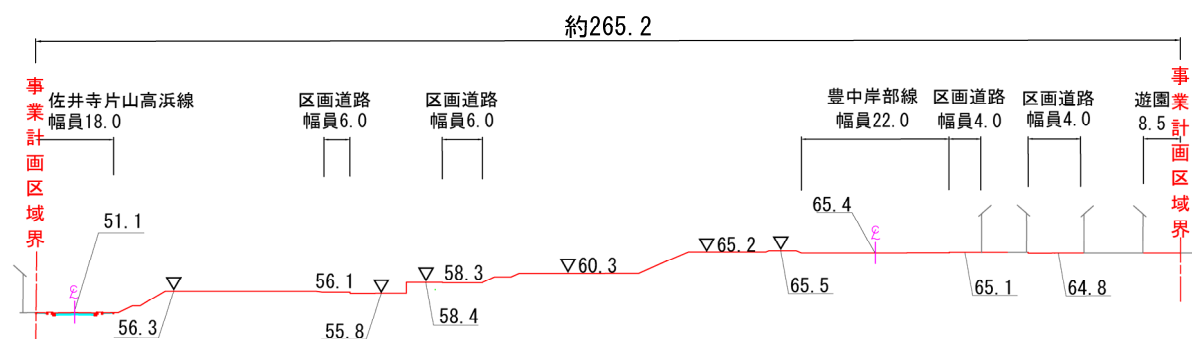
4) 表中の面積比は小数点以下第 3 位を四捨五入している。



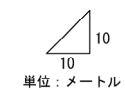
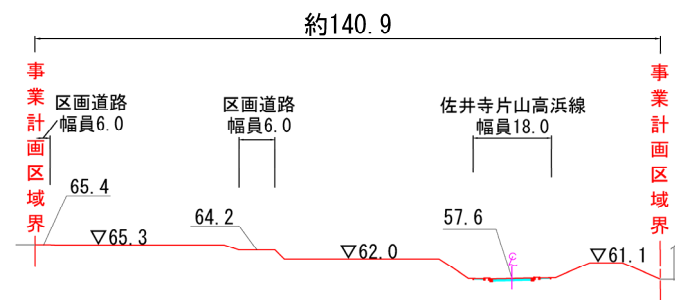
A-A断面



B-B断面

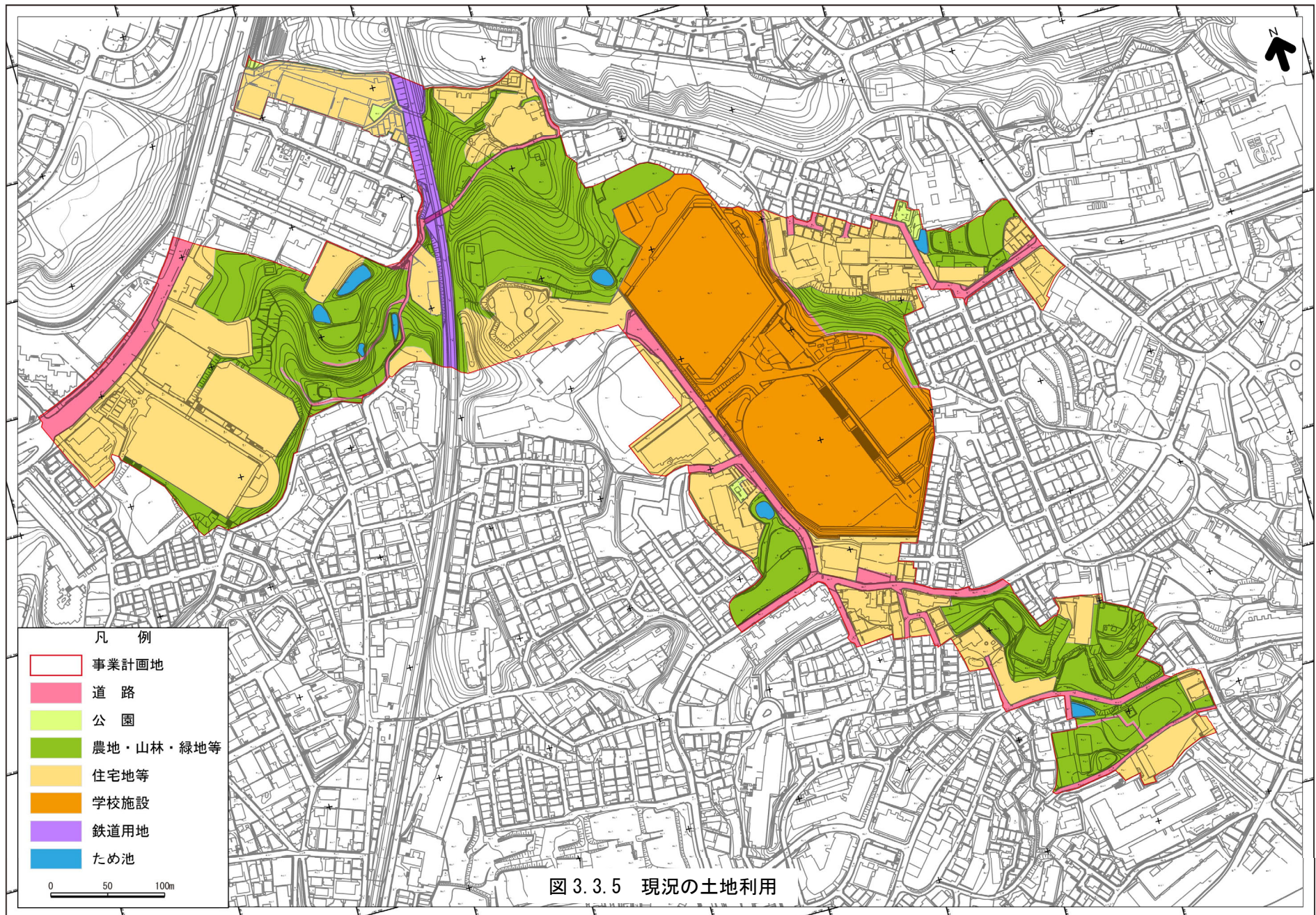


C-C断面



凡 例	
—	計画地盤
▽60.0	計画地盤高(m)
ε	道路計画高(m)

図 3.3.4 代表的な断面における事業実施後の地盤高



(5) 基盤施設計画

(a) 道 路

(7) 都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）

都市計画道路の横断面構成は、図 3.3.6 に示すとおりである。

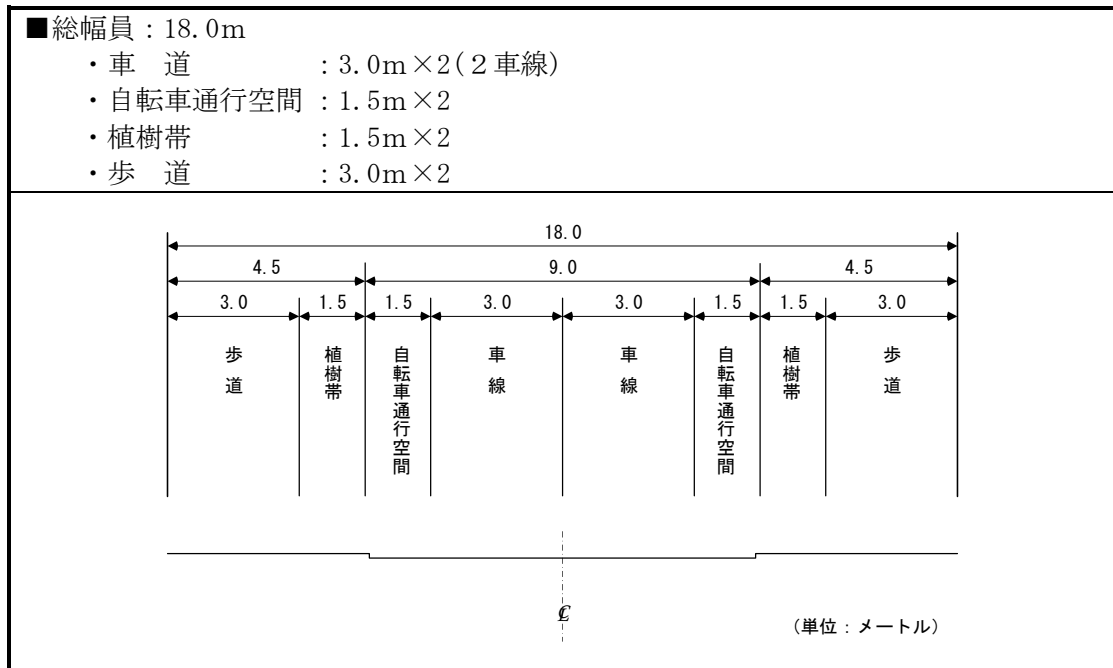


図 3.3.6(1) 佐井寺片山高浜線の横断面構成

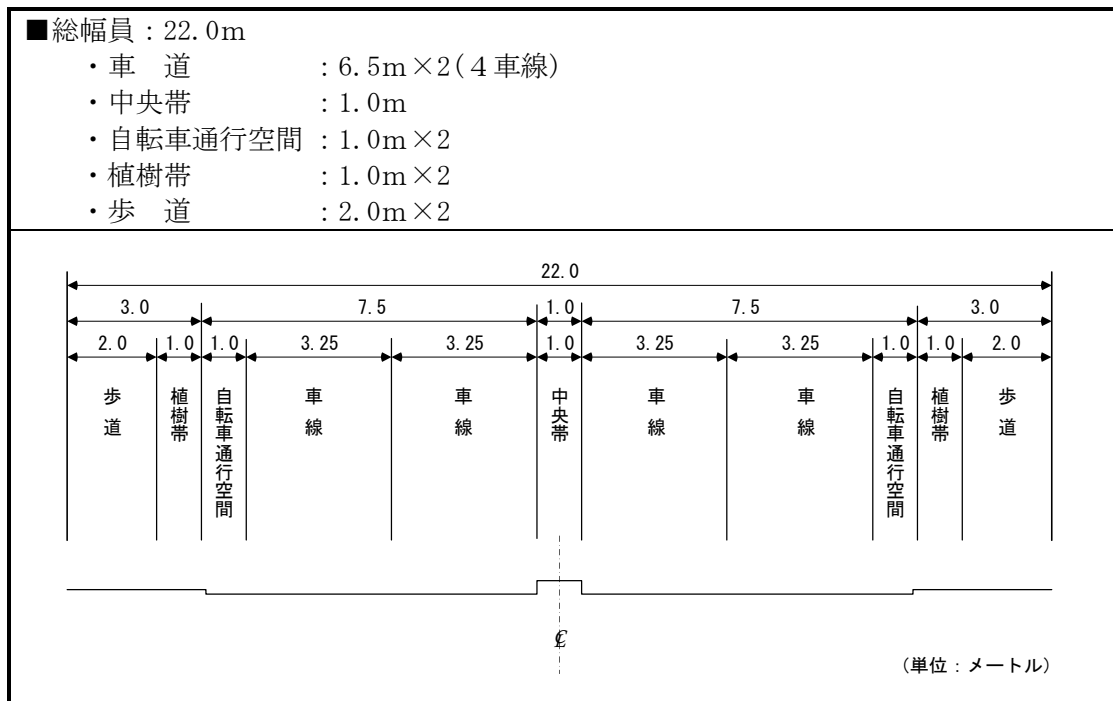


図 3.3.6(2) 豊中岸部線の横断面構成

(イ) 区画道路

区画道路の横断面構成は、図 3.3.7 に示すとおり計画する。

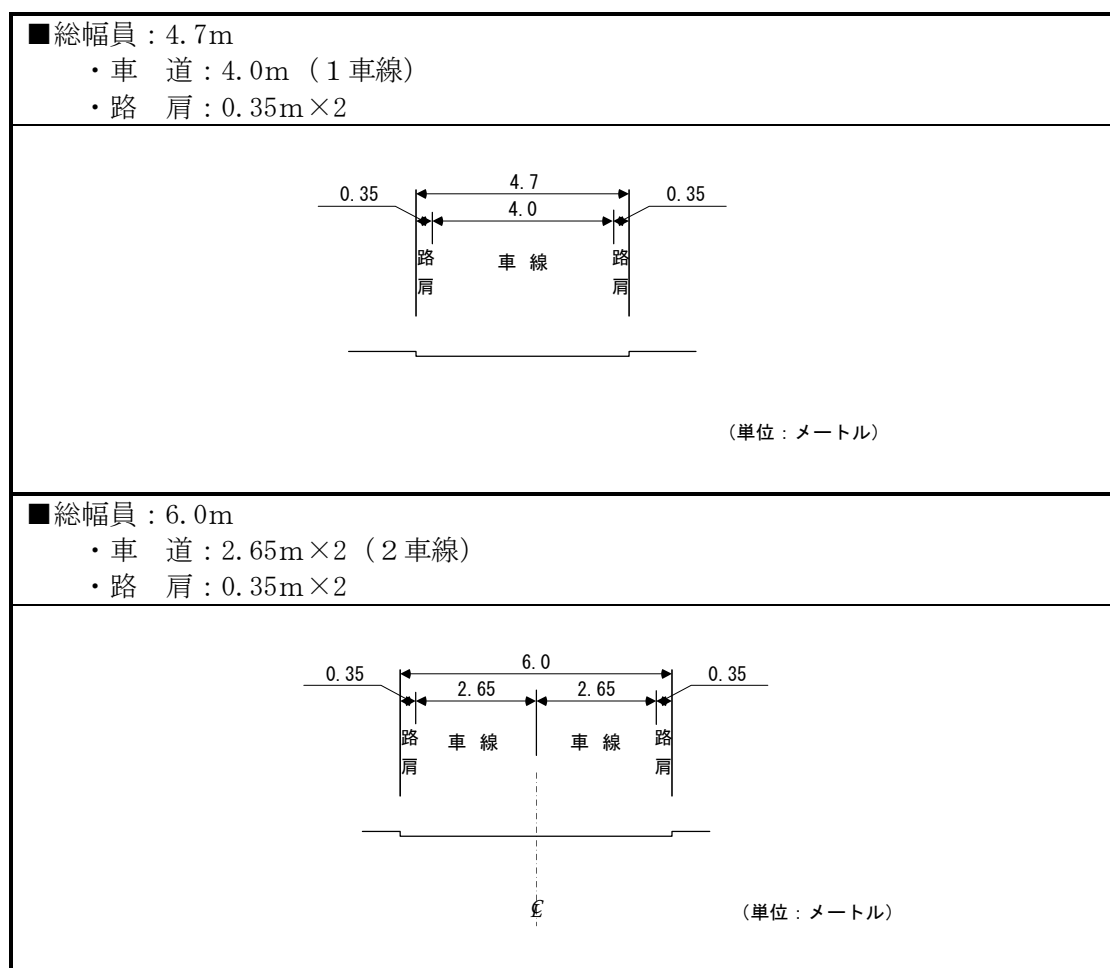


図 3.3.7 区画道路の横断面構成

(b) 環境基盤施設

(7) 基本的考え方

公園・遊園面積については、事業計画地面積に対し「土地区画整理法施行規則」（昭和30年3月31日建設省令第5号（最終改正：平成30年3月30日国土交通省令第16号））第9条に定められている3%以上を確保する。また、緑被率（樹木や草花等の植物で被われた土地の割合）については、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）の「千里山・佐井寺地域の将来目標値」に基づいて、事業計画地面積の28%以上を確保することを基本とする。さらに、公園・遊園及び緑地の整備、街路樹植栽に当たっては、雨庭や保水性舗装等、雨水貯留浸透機能の向上やヒートアイランド現象の緩和に寄与するグリーンインフラを積極的に導入する。

(イ) 公園・遊園及び緑地

公園・遊園及び緑地を一体的に整備し、まとまった緑の空間を確保する。

(ウ) 街路樹植栽

事業計画地の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）については、緑の軸として位置付け、植樹帯を設けて高木による街路樹植栽を行う。

(c) 供給処理施設等

(7) 上水道

上水道については、域外既存施設によって事業計画地の新規需要分を供給することが可能であるため、事業計画地では地区外の既設配水管に接続させて、ループ状になるように配管する。

(i) 下水道

下水道については、今後の土地利用計画に合わせて、排水区域の見直しや流出抑制施設の設置、雨水・汚水管の分離布設を含め、新たに計画を検討していく。

(u) 電気・ガス

電気・ガスについては、今後の土地利用計画に合わせた供給を検討していく。

(I) 電線類の地中化

電線類については、景観面や災害時のライフライン確保の観点から、都市計画道路についてはC-C-Box（電線共同溝）等による電気・通信等の地中化を今後検討していく。

(o) 防犯対策

防犯対策については、安心・安全なまちづくりを実現するため、「街灯防犯カメラ」のほか、事件・事故等が発生した時に通報ボタンを押すとインターホンで警察官と相互に通話できる「スーパー防犯灯」を道路・公園等の街灯に導入する等の対策を今後検討していく。

(6) 廃棄物処理計画

本工事では、事業計画地に分別用ごみ箱を設置し、再資源化や適正処理が容易となるように一般廃棄物を収集する。収集後の一般廃棄物については、適正に処理する。建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。また、工事に伴う場外搬出土は、工事間利用を原則とする。

なお、これに対応できない産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号（最終改正：平成29年6月16日法律第61号））や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号（最終改正：平成26年6月4日法律第55号））に基づき、適正な処分場において処分する。

(7) 交通計画

佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の計画交通量は、以下のとおりである。

佐井寺片山高浜線：12,600 台/日 豊中岸部線：18,600 台/日

なお、環境影響評価提案書の計画交通量は、平成17年度道路交通センサスペースの平成42年将来OD表を用いて算出された推計値をもとに、平成31年（2019年）の計画交通量を求めたものであったが、上記の計画交通量は、平成22年度道路交通センサスペースの平成42年将来OD表と最新の道路ネットワークに基づいて算出した推計値（令和12年（2030年））である。

4. 事業に係る工事の工程及び供用予定時期

4.1 工事の工程

令和5年3月時点の工事の全体工程は、表4.1.1に示すとおりであり、令和3年度時点から変更となっている。令和4年度（2022年度）については、当初計画では工事用搬入路設置工事及び造成工事を予定していたが、工程変更に伴い、工事の実施はなかった。

令和5年度（2023年度）については、工事用搬入路設置工事、造成工事及び供給処理施設工事を実施する予定である。なお、令和6年度（2024年度）以降の工事工程は令和5年度に検討するため、現時点では工事工程の詳細は未定である。

表 4.1.1 工事の全体工程の概要

区 分		工事種別	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
準備工事		工事用搬入路 設置工事	■		■	■		■	■	■		
土地区画整理事業 に係る工事		造成工事			■	■	■	■				
		区画道路工事					■	■	■	■	■	
		公園・遊園設 置工事									■	■
		供給処理施設 工事			■	■	■	■	■	■	■	
都市計 画道路 建設工事	佐井寺片山 高浜線	築造工事						■	■	■	■	
	豊中岸部線	築造工事				■	■	■	■	■	■	

4.2 供用予定時期

都市計画道路の供用予定時期は、令和12年度（2030年度）である。

5. 本事業における環境に対する取組方針

土地区画整理事業の実施に当たっては、第2章に記述した「事業者の環境に対する取組方針」の基本理念に加え、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に示されている「みどりを継承する みどりを生み出す みどりを活かす 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という取組方針に則り進めていくこととする。

環境に対する取組方針は、以下のとおりとする。

<環境に対する取組方針>

- ① 再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する。
- ② 市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保する。
- ③ 良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。

土地区画整理事業後については、街路樹や公園内の樹木の維持管理を適切に行い、次世代へみどりを継承していく。さらに、開発事業者に対して「吹田市開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いたすまいる条例）」をはじめとする条例を活用し、事業計画地の緑化を適切に誘導していく。

6. 事後調査の結果

6.1 事後調査の目的

事後調査は、「吹田市環境影響評価技術指針」（平成 24 年(2012 年) 3 月、吹田市）に基づいて、環境影響評価書に記載した環境取組が適切に実施されているかを確認するとともに、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、必要に応じて追加の環境取組を講じることにより、周辺環境の保全を図ることを目的として実施するものである。

6.2 事後調査の対象とする環境要素及びその期間

事後調査の対象とする環境要素及びその期間は、表 6.2.1 に示すとおりである。

令和 4 年度（2022 年度）の事後調査項目は、動植物・生態系（移動・移植を行う保全対象種の生息・生育状況）である。また、動植物・生態系については、工事前に実施する環境取組として、保全対象種の移動・移植及び特定外来生物の駆除も実施した。

なお、工事中の大気汚染、騒音・振動及び交通混雑・交通安全については、当初計画では令和 4 年度（2022 年度）において調査を予定していたが、工事工程の変更に伴い工事の実施はなかったため、調査を実施していない。

表 6.2.1 事後調査の対象とする環境要素及びその期間

調査項目			調査実施期間	調査実施時期（予定）												
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度
工事中	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	・工事期間中 ・毎年1回（年間排出量の算出）	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	・工事期間中 ・毎年1回（最も影響が大きいと考えられる時点）	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	交通混雑・交通安全	・工事関連車両の走行台数	・工事期間中 ・毎年1回（最も影響が大きいと考えられる時点）	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
工事・存在	動植物・生態系	・移動・移植を行う保全対象種14種（動物12種、植物2種）	・移動・移植前、移植直後、移動・移植後3年間 ・移動・移植後は保全対象種の確認適期に毎年1回 ・ギンランは5年後にも再調査 ・3年後の調査結果から4年後及び5年後の調査が必要と判断される場合は、4年後以降の調査実施を検討	●	● ○	● ○	○	○ ³⁾	○ ³⁾							
	緑化	・新たに創出する里山環境	・工事期間中（公園・緑地の整備後） ・事業完了後3年間 ・毎年1回（6～7月）											○	○	○
供用後	大気汚染	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	・事業完了後3年間 ・毎年1回（年間排出量の算出）											○	○	○
	騒音・振動	・騒音レベル ・振動レベル	・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日）											○	○	○
	交通混雑・交通安全	・交差点交通量	・事業完了後3年間 ・毎年1回（代表的な1日）											○	○	○

（注）1. 表中の凡例は、以下に示すとおりである。

○：事後調査実施時期 ●：工事前に実施する環境取組（保全対象種の移動・移植、特定外来生物の駆除）の実施時期

2. 令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかったため、工事中の大気汚染、騒音・振動及び交通混雑・交通安全の調査を実施していない。

3. 事後調査（動植物・生態系）のうち、令和7年度（2025年度）は令和4年度（2022年度）に移動・移植した保全対象種の3年後調査、令和8年度（2026年度）調査は令和5年度（2023年度）に移動・移植した保全対象種の3年後調査及びギンランの5年後調査を行うものである。

6.3 事後調査の内容及び結果

6.3.1 動植物・生態系

(1) 動物

(a) 調査の概要

工事中の調査の概要は表 6.3.1 に示すとおりであり、移動を行う保全対象種については、移動後の生息状況のモニタリングを行うこととしている。令和4年度（2022年度）は、工事前の環境取組として、一部の動物の移動を実施するとともに、移動後のモニタリングを実施した。また、モニタリング結果を踏まえ、一部の種については移動先を再選定した上で、再度移動を行っている。

動物の移動及びモニタリングの実施状況は、表 6.3.2 に示すとおりである。動物の移動先は、移動先における保全対象種及びその競合種等の生息状況を確認した上で、継続的に生息が可能と考えられる箇所を選定した。

表 6.3.1 調査の概要（動物）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・移動を行う 保全対象種 (動物12種)	事業計画地周辺地域 (移動先)	・移動前、移動直後、移動後3年間 ・移動後は保全対象種の確認適期に毎年1回 ・3年後の調査結果から4年後及び5年後の調査が必要と判断される場合は、4年後以降の調査実施を検討	工事前に移動した動物の生息状況をモニタリングする方法

表 6.3.2 動物の移動及びモニタリングの実施状況

項 目	保全対象種	移動及びモニタリングの対象種				
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
		秋季	春季	初夏	夏季	秋季
生息適地 への移動	ニホンイシガメ	◎	◎	◎		
	トノサマガエル		◎	◎	□	
	ヘイケボタル	◎	◎	◎	□	○
	ドジョウ	◎	◎	◎	□	
	ミナミメダカ	◎	◎		□	
	コシダカヒメモノアラガイ	◎	◎	◎	□	◎
	ヒラマキミズマイマイ	◎	◎	◎	□	◎
	クルマヒラマキガイ	◎	◎	◎	□	◎
	ヒラマキガイモドキ	◎	◎	◎	□	◎
	ドブシジミ	◎			□	◎
	ウスイロシマゲンゴロウ	◎			□	
	スジヒラタガムシ	◎			□	

(注) 1. 移動及びモニタリングの対象種の凡例は、以下のとおりである。

◎：捕獲及び導入の両方を実施 ○：導入を実施 □：モニタリングを実施

2. は、計画したものの捕獲されなかった種を示す。

3. モニタリング結果を踏まえ、コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、ドブシジミについては移動先を再選定した上で、秋季に追加で移動を行うこととした。

(b) 環境取組

(7) 環境取組の方法

動物の移動は、環境影響評価時に保全対象種の生息が確認されていた事業計画地内の生息地において捕獲を行い、あらかじめ選定した移動先へ導入した。

環境取組の方法は、表 6.3.3 に示すとおりである。

表 6.3.3 環境取組の方法（動物）

実施項目	実施方法	実施地点	実施日程
移動を行う 保全対象種 (動物 12 種)	事業計画地の生息地において対象種の捕獲を行い、あらかじめ選定した移動先へ導入した。	事業計画地（対象種の生息地）、 移動先 3 箇所	捕獲：令和 4 年（2022 年） 春 季（5 月 17 日（火）、18 日（水）） 初夏（6 月 28 日（火）、29 日（水）） 導入：令和 4 年（2022 年） 春 季（5 月 18 日（水）、21 日（土）） 初夏（7 月 1 日（金）、2 日（土）） 秋 季（9 月 29 日（木））

保全対象種と各種の移動先は、表 6.3.4 に示すとおりである。移動先は、専門家や地域で保全活動をする団体などの助言を取り入れ、土地利用の担保性と維持管理の継続性の観点から、事業計画地の近隣に位置する小学校（佐竹台小学校及び千里第二小学校）のビオトープ及び水槽（飼育）とした。ビオトープへの移動に当たっては、事前に小学校と協議してビオトープの管理者の意向を確認した上で、現地調査を実施して移動前からビオトープに生息する種と競合しない種、ビオトープ内で生息が可能な種を移動するよう配慮した。

なお、ヘイケボタルについては、専門家の助言を踏まえ、捕獲した成虫を飼育し産卵させ、孵化した幼虫を移動先に導入した。

保全対象種の移動の実施状況は表 6.3.5 に示すとおりであり、佐竹台小学校では委員会活動、千里第二小学校では課外活動として、児童が参加した。

表 6.3.4 保全対象種の移動先（計画）

保全対象種	移動先		
	佐竹台小学校 ビオトープ	千里第二小学校 (水槽飼育)	千里第二小学校 ビオトープ
ニホンイシガメ		○	
トノサマガエル			○
ヘイケボタル	○		
ドジョウ	○		○
ミナミメダカ	○		
コシダカヒメモノアラガイ	○		○
ヒラマキミズマイマイ	○		○
クルマヒラマキガイ	○		○
ヒラマキガイモドキ	○		○
ドブシジミ	○		○
ウスイロシマゲンゴロウ			○
スジヒラタガムシ			○

表 6.3.5 保全対象種の移動の実施状況

移動先	保全対象種	移動の実施状況
佐竹台小学校ビオトープ	ヘイケボタル	- 令和4年（2022年）5月18日（水）、7月1日（金）、9月29日（木）に導入²⁾ - 小学校の生きもの委員会活動の一環として導入を実施 - ビオトープの維持管理は佐竹台小学校が実施
	ドジョウ	
	ミナミメダカ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ ³⁾	
	クルマヒラマキガイ ³⁾	
	ヒラマキガイモドキ ³⁾	
千里第二小学校（水槽飼育）	ニホンイシガメ	捕獲されなかったため、移動を実施していない
千里第二小学校ビオトープ	トノサマガエル	- 令和4年（2022年）5月21日（土）、7月2日（土）に導入 - 小学校の課外活動「土曜チャレンジデー」の活動の一環として導入を実施 - ビオトープの維持管理は環境教育NPOビオトープ山の谷が実施
	ドジョウ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ヒラマキガイモドキ	
	ドブシジミ	
	ウスイロシマゲンゴロウ	
	スジヒラタガムシ	

- （注）1. は、令和4年度（2022年度）には移動を行っていない種を示す。ドブシジミ、ウスイロシマゲンゴロウ、スジヒラタガムシは、令和3年度（2021年度）秋季に移動を実施済である。ニホンイシガメ、ドジョウ、コシダカヒメモノアラガイは、捕獲時に確認されなかったことから、移動を実施していない。
2. 5月18日はミナミメダカを、7月1日及び9月29日はヘイケボタルの幼虫を導入している。
3. ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキは、佐竹台小学校及び千里第二小学校ビオトープに導入する計画であったが、捕獲された個体数が少数であったため、千里第二小学校ビオトープのみに導入した。

(イ) 環境取組の結果

移動した保全対象種は、表 6.3.6～6.3.7 に示すとおりである。

佐竹台小学校ビオトープへはヘイケボタル、ミナミメダカ、ドジョウ、コシダカヒメモノアラガイ、クルマヒラマキガイ、ドブシジミの6種を、千里第二小学校ビオトープへはトノサマガエル、ドジョウ、コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、ドブシジミ、ウスイロシマゲンゴロウ、スジヒラタガムシの9種を導入した。

表 6.3.6 佐竹台小学校ビオトープへの導入種及び個体数

保全対象種	個体数（概数）					重要な種の選定基準			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			合計	① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL
	11/10	5/18	7/1	9/29					
ヘイケボタル	－	－	3 ²⁾	150 ²⁾	153				NT
ドジョウ	3	－	－	－	3			NT	VU
ミナミメダカ	40	40	－	－	80			VU	VU
コシダカヒメモノ アラガイ	2	－	－	－	2			DD	
クルマヒラマキガイ	100	－	－	－	100			VU	DD
ドブシジミ	100	－	－	－	100				NT

(注) 1. 重要な種の選定基準は、表 6.3.8 に示すとおりである。

2. ヘイケボタルは、幼虫の状態で移動を行った。

3. 9/29 に移動したヘイケボタルの幼虫約 150 個体は、6/28 に捕獲した成虫が飼育下で産んだ卵から孵化した個体である。

表 6.3.7 千里第二小学校ビオトープへの導入種及び個体数

保全対象種	個体数（概数）				重要な種の選定基準			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		合計	① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL
	11/20	5/21	7/2					
トノサマガエル	－	46 ²⁾	12 ²⁾	58			NT	NT
ドジョウ	2	－	－	2			NT	VU
コシダカヒメモノ アラガイ	1	－	－	1			DD	
ヒラマキミズマイマイ	－	8	18	26			DD	
クルマヒラマキガイ	80	30	25	135			VU	DD
ヒラマキガイモドキ	－	15	1	16			NT	
ドブシジミ	80	－	－	80				NT
ウスイロシマゲン ゴロウ	40	－	－	40				NT
スジヒラタガムシ	10	－	－	10			NT	NT

(注) 1. 重要な種の選定基準は、表 6.3.8 に示すとおりである。

2. トノサマガエルは、成体及び幼生を中心に捕獲した。内訳は、以下のとおりである。

5/21：成体6個体、幼生 40 個体

7/2：成体9個体、幼生 3 個体

表 6.3.8 重要な種の選定基準

No.	略称	法律・条令、文献等	選定基準となる区分
①	文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）	特：特別天然記念物 天：国指定天然記念物
		大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第 5 号）	府：府指定天然記念物
		吹田市文化財保護条例（平成 9 年条例第 8 号）	市：市指定天然記念物
②	保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）	国内：国内指定野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護：生息地等保護区
③	国 RL	環境省レッドリスト 2020（令和 2 年 3 月、環境省）	CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（無脊椎動物） VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
④	府 RL	「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年 10 月、大阪府）	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

表 6.3.9 動物の移動



捕獲状況（昼間調査）



捕獲状況（夜間調査）



佐竹台小学校での児童への説明



佐竹台小学校ビオトープへの移動



佐竹台小学校ビオトープへの移動



千里第二小学校での児童への説明



千里第二小学校ビオトープへの移動



千里第二小学校ビオトープへの移動

(c) 調 査

(7) 調査の方法

動物の調査は、保全対象種の移動先において、生息状況のモニタリングを実施した。

調査の方法は、表 6.3.10 に示すとおりである。

表 6.3.10 調査の方法（動物）

調査項目	調査方法	調査地点	調査日程
移動を行った 保全対象種 (動物 11 種)	目視及びたも網を用いた捕獲により、対象種の種別の個体数、確認位置、生息状況（繁殖の可能性等）を記録した。	移動先 2 箇所 (佐竹台小学校ビオトープ、 千里第二小学校ビオトープ)	令和 4 年(2022 年) 7 月 11 日(月)

(i) 調査の結果

保全対象種の調査結果は、表 6.3.11～6.3.12 に示すとおりである。なお、ヘイケボタルは、環境取組で移動した 153 個体のうち、150 個体を令和 4 年(2022 年) 9 月 29 日に移動しているため、モニタリング実施時の移動個体数は 3 個体となっている。

調査の結果、ミナミメダカ、ドジョウ、クルマヒラマキガイは移動先での繁殖が確認されたが、多くの保全対象種は個体数が減少しており定着できていない状況が確認された。保全対象種の個体数が減少している原因を特定することは困難であるが、トノサマガエルやウスイロシマゲンゴロウ、スジヒラタガムシは移動能力が高く、他の場所に移動した可能性が考えられる。また、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキは寿命が数ヶ月程度と短いことから、世代交代が行われていない可能性が考えられる。

表 6.3.11 佐竹台小学校ビオトープにおける調査結果

移動種	移動前の生息の有無	移動 個体数 (概数)	調査結果		
			確認 個体数	確認位置	生息状況
ヘイケボタル	－	3	0	－	－
ドジョウ	○	3	4	抽水植物の根際の泥中 植物残渣の堆積下	稚魚を3個体確認、 当該池で繁殖
ミナミメダカ	○	80	100 以上	抽水植物の間や 開放水面部	稚魚を多数確認、当 該池で繁殖
コシダカヒメモノアラガイ	－	2	0	－	－
クルマヒラマキガイ	－	100	0	－	－
ドブシジミ	－	100	1	水の流入部のガマの根際の泥中	死殻を1個体確認、 繁殖の有無は不明

(注) 令和4年度(2022年度)春季～初夏に移動した重要種についても、補足的にモニタリングを実施した。

表 6.3.12 千里第二小学校ビオトープにおける調査結果

移動種	移動前の生息の有無	移動 個体数 (概数)	調査結果		
			確認 個体数	確認位置	生息状況
トノサマガエル	－	58	6		上陸直前の個体を1個体 確認
ドジョウ	－	2	0	－	－
コシダカヒメモノアラガイ	－	1	0	－	－
ヒラマキミズマイマイ	－	26	0	－	－
クルマヒラマキガイ	－	135	1	岸部付近の 水草	確認された個体は放流個 体のサイズより明らかに 小さく、当該池での繁殖が 推察される 死殻を4個体確認
ヒラマキガイモドキ	－	16	0	－	死殻を2個体確認
ドブシジミ	－	80	2	岸部付近の 泥の中	繁殖の有無は不明
ウスイロシマゲンゴロウ	－	40	1	フトイの根際	繁殖の有無は不明
スジヒラタガムシ	－	10	4	水田の泥質	繁殖の有無は不明

(注) 令和4年度(2022年度)の春季～初夏に移動した保全対象種についても、補足的にモニタリングを実施した。

(d) 追加の環境取組

(7) 環境取組の方法

調査結果や保全対象種の生態等を踏まえ、対象種の生息地は工事未着手であったことから、さらなる保全対策として追加の移動を実施することとし、一部の保全対象種については移動先を再選定した。なお、ミナミメダカは、モニタリング時に稚魚が多数確認されたことから移動先で定着していると考えられるため、追加の環境取組は実施していない。

保全対象種と各種の移動先は、表 6. 3. 13 に示すとおりである。

表 6. 3. 13 保全対象種の移動先（追加）

保全対象種	移動先		
	佐竹台小学校 ビオトープ	千里第二小学校 (水槽飼育)	千里第二小学校 ビオトープ
ニホンイシガメ		○	
トノサマガエル	○		○
ヘイケボタル	○		
ドジョウ	○		○
ミナミメダカ	○		
コシダカヒメモノアラガイ	○		○
ヒラマキミズマイマイ	○		○
クルマヒラマキガイ	○		○
ヒラマキガイモドキ	○		○
ドブシジミ	○		○
ウスイロシマゲンゴロウ			○
スジヒラタガムシ			○

(注) 1. モニタリング調査の結果を踏まえ、一部保全対象種の移動先を変更した。

■：今後は導入を実施しない移動先

2. ミナミメダカは、モニタリング時に稚魚が多数確認され、移動先で定着したと考えられるため、追加の環境取組を実施しない。

追加の環境取組の方法は、表 6. 3. 14 に示すとおりである。

表 6. 3. 14 環境取組の方法（動物・追加）

実施項目	実施方法	実施地点	実施日程
移動を行う 保全対象種 (動物 11 種)	事業計画地の生息地 において対象種の捕 獲を行い、あらかじめ選定した移動先へ 導入した。	事業計画地（対 象種の生息地）、 移動先 4 箇所	捕獲：令和 4 年（2022 年） 9 月 21 日（水） 導入：令和 4 年（2022 年） 9 月 21 日（水） 令和 5 年（2023 年） 2 月 3 日（金）

追加の移動の実施状況は、表 6.3.15 に示すとおりである。

表 6.3.15 保全対象種の移動の実施状況（追加）

移動先	保全対象種	移動の実施状況
佐竹台小学校ビオトープ	ヒラマキガイモドキ	・令和5年（2023年）2月3日（金）に移動 ・ビオトープの維持管理は佐竹台小学校が実施
	トノサマガエル	・令和5年（2023年）春季～夏季に追加移動予定
	ヘイケボタル	
	ドジョウ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	ヒラマキミズマイマイ	
	クルマヒラマキガイ	
千里第二小学校（水槽飼育）	ニホンイシガメ	・令和5年（2023年）春季～夏季に移動予定
千里第二小学校ビオトープ	ドブシジミ	・令和4年（2022年）9月21日（水）に移動 ・ビオトープの維持管理は環境教育NPOビオトープ山の谷が実施
	トノサマガエル	・令和5年（2023年）春季～夏季に追加移動予定
	ドジョウ	
	コシダカヒメモノアラガイ	
	クルマヒラマキガイ	
	ウスイロシマゲンゴロウ	
	スジヒラタガムシ	

（注） は、令和4年度（2022年度）の追加の移動を行っていない種を示す。ニホンイシガメ、トノサマガエル、ヘイケボタル、ドジョウ、ウスイロシマゲンゴロウ、スジヒラタガムシは、令和5年度（2023年度）の春季～夏季に捕獲を行う。コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、クルマヒラマキガイは、捕獲時に確認されなかったことから、令和5年度（2023年度）の春季～夏季に再度捕獲を行う。

(イ) 環境取組の結果

追加で移動した保全対象種は、表 6.3.16～6.3.17 に示すとおりである。

佐竹台小学校ビオトープへはヒラマキガイモドキを、千里第二小学校ビオトープへはドブシジミを導入した。

表 6.3.16 佐竹台小学校ビオトープへの移動種及び個体数

移動種	個体数 (概数)	重要な種の選定基準			
		① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL
ヒラマキガイモドキ	7			NT	

(注) 重要な種の選定基準は、表 6.3.8 に示すとおりである。

表 6.3.17 千里第二小学校ビオトープへの移動種及び個体数

移動種	個体数 (概数)	重要な種の選定基準			
		① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL
ドブシジミ	105				NT

(注) 重要な種の選定基準は、表 6.3.8 に示すとおりである。

表 6.3.18 動物の移動

 捕獲状況	 佐竹台小学校ビオトープへの移動
 千里第二小学校ビオトープへの移動	

令和4年度（2022年度）の環境取組（追加分を含む）で移動した保全対象種、移動先及び個体数は、表6.3.19に示すとおりである。

表 6.3.19 令和4年度（2022年度）の環境取組のまとめ

保全対象種	移動先			合 計
	佐竹台 小学校 ビオトープ	千里第二 小学校 (水槽飼育)	千里第二 小学校 ビオトープ	
ニホンイシガメ	－	－	－	0
トノサマガエル	－	－	58	58
ヘイケボタル	153	－	－	153
ドジョウ	－	－	－	0
ミナミメダカ	40	－	－	40
コシダカヒメモノアラガイ	－	－	－	0
ヒラマキミズマイマイ	－	－	26	26
クルマヒラマキガイ	－	－	135	135
ヒラマキガイモドキ	7	－	16	23
ドブシジミ	－	－	105	105
ウスイロシマゲンゴロウ	－	－	－	0
スジヒラタガムシ	－	－	－	0

(2) 植 物

(a) 調査の概要

工事中の調査の概要は表 6.3.20 に示すとおりであり、移植を行う保全対象種については、移植後の生育状況のモニタリングを行うこととしている。令和 4 年度（2022 年度）は、移植後のモニタリングを実施した。なお、モニタリング結果を踏まえ、一部の種については移植先を再選定した上で、再度移植を行った。

植物の移植及びモニタリングの実施状況は、表 6.3.21 に示すとおりである。

表 6.3.20 調査の概要（植物）

調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
・移植を行う 保全対象種 (植物 2 種)	事業計画地周辺地域 (移植先)	・移植前、移植直後、移植後 3 年間 ・移植後は保全対象種の確認適期に毎年 1 回 ・ギンランは 5 年後にも再調査 ・3 年後の調査結果から 4 年後及び 5 年後の調査が必要と判断される場合は、4 年後以降の調査実施を検討	工事前に移植した植物の生育状況をモニタリングする方法

表 6.3.21 植物の移植及びモニタリングの実施状況

項 目	保全対象種	移植及びモニタリングの対象種				
		令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)	
		初夏	秋季	早春	春季	初夏
生育適地	ギンラン		◎	○	□	
への移植	タシロラン	◎				□◎

(注) 1. 移植及びモニタリングの対象種の凡例は、以下のとおりである。

○：移植を実施 ◎：種子採取及び播種の両方を実施 □：モニタリングを実施

2. モニタリング結果を踏まえ、タシロランについては初夏に追加で移植を行うこととした。

(b) 調 査

(7) 調査の方法

植物の移植について、令和3年度（2021年度）に移植したギンラン及びタシロランの生育状況のモニタリングを行った。

ギンランは播種及び株の移植を行った地点を対象に、花期である春季に生育状況を確認した。

タシロランは播種を行った地点を対象に、花期である初夏季に生育状況を確認した。

調査の方法は、表 6.3.22 に示すとおりである。

表 6.3.22 調査の方法（植物）

実施項目	実施方法	実施地点	実施日程
ギンランのモニタリング	花期（春季）に移植先におけるギンランの生育状況を確認した。	事業計画地周辺のギンラン生育地の隣接地（移植先）	生育確認：令和4年（2022年） 4月28日、5月11日、 7月1日
タシロランのモニタリング	花期（初夏季）に移植先におけるタシロランの生育状況を確認した。	事業計画地周辺のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺（移植先）	生育確認：令和4年（2022年） 6月27日、7月1日、 7月5日

(イ) 調査の結果

移植後のモニタリングを行った保全対象種は、表 6.3.23 に示すとおりである。

表 6.3.23 移植後のモニタリングの対象種

保全対象種	移植	播種	重要な種の選定基準				
			① 文化財	② 保存法	③ 国 RL	④ 府 RL	⑤ 近畿
ギンラン	○	○				VU	
タシロラン	—	○			NT		

(注) 重要な種の選定基準は、表 6.3.24 に示すとおりである。

表 6.3.24 重要な種の選定基準

No.	略称	法律・条令、文献等	選定基準となる区分
①	文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）	特：特別天然記念物 天：国指定天然記念物
		大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第 5 号）	府：府指定天然記念物
		吹田市文化財保護条例（平成 9 年条例第 8 号）	市：市指定天然記念物
②	保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）	国内：国内指定野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護：生息地等保護区
③	国 RL	環境省レッドリスト 2020（令和 2 年 3 月、環境省）	CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（無脊椎動物） VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
④	府 RL	「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年 10 月、大阪府）	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑤	近畿	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物ーレッドデータブック近畿 2001ー」（平成 13 年 8 月、レッドデータブック近畿研究会）	絶滅：絶滅種 A：絶滅危惧種 A B：絶滅危惧種 B C：絶滅危惧種 C 準：準絶滅危惧種

令和3年度（2021年度）に移植したギンランの出芽・生育状況は、表 6.3.25 に示すとおりであり、5 株のうち 2 株からギンランの出芽・生育が確認され、それぞれ 1 ～ 3 個の開花が確認された。

一方、令和3年度（2021年度）に播種を行ったギンランの出芽状況は、表 6.3.26 に示すとおりであり、播種した 5 地点全てにおいてギンランの出芽は確認されなかった。同属のキンランは、播種から 2 年程度経過した後地上への出芽が確認される傾向にあることから、ギンランの場合も播種から 2 年後（令和5年度（2023年度））以降に出芽が確認される可能性がある¹⁾²⁾。

表 6.3.25 ギンランの出芽・生育状況（株の移植）

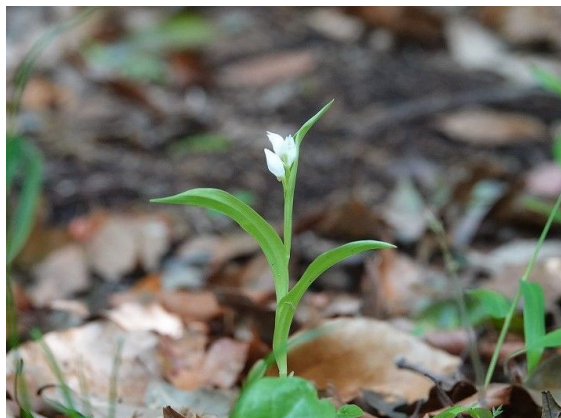
地点番号	出芽状況	開花数 (結実数)	草丈 (cm)	葉長 (cm)	葉数 (枚)	移植方法
G1	○	3 (2)	14.5	5.0	3	株の移植
G2	×	—	—	—	—	株の移植
G3	×	—	—	—	—	株の移植
G4	×	—	—	—	—	株の移植
G5	○	1 (1)	9.0	3.5	2	株の移植

表 6.3.26 ギンランの出芽状況（播種）

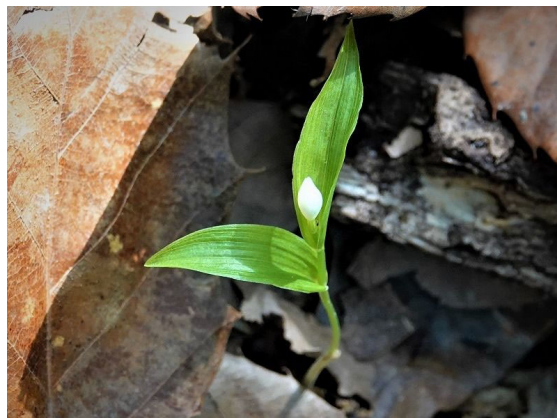
地点番号	出芽状況	出芽個体数	移植方法
g1	×	—	播 種
g2	×	—	播 種
g3	×	—	播 種
g4	×	—	播 種
g5	×	—	播 種

-
- (注) 1. 「自生地復元を目的としたラン科植物の種子繁殖法の検討—種子スティックによるキンラン (*Cephalanthera falcata* (Thunb.) Blume) の野外播種の効果—」 (山崎旬・庄司顕則・伊藤彩乃・松本竹吾・中沢優太・内野はるか・棚橋美緒、日本緑化工学会誌 Vol. 44 No. 1、2018 年)
2. 「埋立地の植栽林における野外播種試験法によるキンラン (*Cephalanthera falcata* (Thunb.) Blume) の種子発芽および 2 年間の成長の観察」 (庄司顕則・伊藤彩乃・赤崎洋哉・松前満宏・山崎旬・遊川知久、日本緑化工学会誌 Vol. 43 No. 1、2017 年)

表 6.3.27 ギンランの生育状況



ギンランの開花状況（地点番号：G1）



ギンランの開花状況（地点番号：G5）



ギンランの結実状況（地点番号：G1）



ギンランの結実状況（地点番号：G5）

令和3年度（2021年度）に播種を行ったタシロランの出芽状況は表 6.3.28 に示すとおりであり、5地点のうち1地点でタシロラン2個体の出芽・生育が確認された。タシロランは種子から長さ40cm程度の地下茎を伸ばし、複数の塊茎を分枝させて花序を伸ばすことが知られている¹⁾。確認された2個体は播種した地点から10～15cmの距離にあり、自生のタシロラン個体からは3m程度離れていたことから、播種した種子から発芽した可能性が高いものと考えられる。出芽が確認されたタシロランの生育状況は表 6.3.29 に示すとおりであり、それぞれ10個程度の開花が確認された。

今回、タシロランの出芽が確認されなかった地点においても、来年の開花期（令和5年（2023年）6月下旬～7月上旬）に出芽が確認される可能性がある。

表 6.3.28 タシロランの出芽状況

地点番号	出芽状況	出芽個体数	移植方法
t1	×	—	播 種
t2	×	—	播 種
t3	○	2	播 種
t4	×	—	播 種
t5	×	—	播 種

表 6.3.29 タシロランの生育状況

個体No.	地点番号	開花数	移植方法
1	t3	10	播 種
2	t3	11	播 種

表 6.3.30 タシロランの生育状況



(注) 1. 「ラン科植物の菌根共生系解明に関する研究」 (谷亀高広、日本菌学会会報 Vol. 52、2011 年)

(C) 環境取組

(7) 環境取組の方法

タシロランについて、令和3年度（2021年度）に環境取組として播種を実施したが、モニタリング調査の結果、タシロランの生育が確認されたのは播種を実施した5地点のうち1地点の2個体のみであり、発芽率が低い状況であった。

以上のことを踏まえ、タシロラン生育地は工事未着手であったことから、さらなる保全対策として追加の播種を実施することとした。事業計画地の個体を採取し、風通しの良い場所で風乾して種子を採取し、移植先である事業計画地のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺に播種した。

環境取組の方法は、表 6.3.31 に示すとおりである。

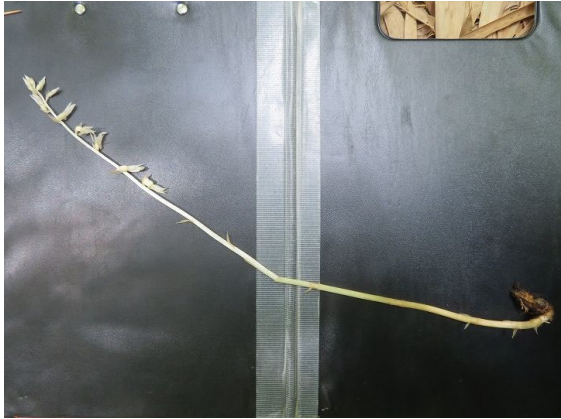
表 6.3.31 環境取組の方法（植物）

実施項目	実施方法	実施地点	実施日程
タシロランの播種	事業計画地において個体を採取し、風乾して種子を取り出し、移植先に播種した。	事業計画地周辺のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺（移植先）	種子採取：令和4年（2022年） 6月27日、7月1日 播種：令和4年（2022年） 7月5日

(イ) 環境取組の結果

事業計画地でタシロランの個体を採取し、風乾して種子を取り出した。事業計画地周辺のタシロラン生育地の隣接地及びその周辺において4地点に分けて播種した。タシロランの種子は微小であるため、木の棒に種子を付着させて埋設する方法を用いた。

表 6.3.32 タシロランの播種

 事業計画地のタシロランの生育状況	 採取したタシロラン
 播種状況	 播種実施箇所

(3) 評 価

動植物・生態系の評価目標は、表 6.3.33 に示すとおりである。

表 6.3.33 動植物・生態系の評価目標

環境影響要因	評 価 目 標
・工事の影響 ・土地利用及び地形の変化 ・緑の回復育成 ・都市計画道路（平面・掘割構造）の整備	・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。 ・周辺地域に生息・生育している動植物に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。 ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

動物については、保全対象種の移動を行うとともに、令和3年度（2021年度）に移動を行った種の生息状況のモニタリングを行った。モニタリングにおいて、移動先に定着できていない状況が確認された種については追加の移動を実施しており、一部の種については令和5年度（2023年度）にも追加の移動を予定している。モニタリングにおいて移動先での繁殖が確認された種もあり、一定の成果は得られているものと考えられる。

植物については、令和3年度（2021年度）に移植及び播種を行ったギンラン及びタシロランの生育状況のモニタリングを行い、タシロランについてはモニタリング結果を踏まえ、事業計画地に生育している個体から種子を採取して追加の播種を行った。モニタリングにおいて、ギンラン及びタシロランの移植先での生育が確認されたことから、一定の成果は得られているものと考えられる。

なお、表 6.3.34 に示すとおり、今後もモニタリングを実施する。

以上のことから、工事による事業計画地周辺の動植物に及ぼす影響は、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること、周辺地域に生息・生育している動植物に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないことから、評価目標を満足するものと評価する。

表 6.3.34 動物の環境取組及びモニタリングの実施時期

項 目	保全対象種	環境取組及びモニタリングの実施時期					
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生息適地 への移動	ニホンイシガメ			●	○	○	○
	トノサマガエル		● ○	● ○	○	○	○
	ヘイケボタル		● ○	● ○	○	○	○
	ドジョウ	●	○	● ○	○	○	○
	ミナミメダカ	●	● ○	○	○	○	
	コシダカヒメモノアラガイ	●	○	● ○	○	○	○
	ヒラマキミズマイマイ		● ○	● ○	○	○	○
	クルマヒラマキガイ	●	● ○	● ○	○	○	○
	ヒラマキガイモドキ		● ○	● ○	○	○	○
	ドブシジミ	●	● ○	● ○	○	○	○
	ウスイロシマゲンゴロウ	●	○	● ○	○	○	○
	スジヒラタガムシ	●	○	● ○	○	○	○
生育適地 への移植	ギンラン	●	○	○	○		○
	タシロラン	●	● ○	○	○	○	

(注) 表中の凡例は、以下に示すとおりである。

○：事後調査実施時期 ●：工事前に実施する環境取組（保全対象種の移動）の実施時期

7. 事後調査の結果に対する評価

7.1 動植物・生態系

動物については、移動を行った保全対象種の生息状況のモニタリングを行った。モニタリングの結果、移動先に定着できていない状況が確認された種については追加の移動を実施しており、一部の種については令和5年度にも追加の移動を予定している。モニタリングにおいて移動先での繁殖が確認された種もあり、一定の成果は得られているものと考えられる。

植物については、移植及び播種を行ったギンラン及びタシロランの生育状況のモニタリングを行い、タシロランについてはモニタリング結果を踏まえ、事業計画地に生育している個体から種子を採取して追加の播種を行った。モニタリングにおいて、ギンラン及びタシロランの移植先での生育が確認されたことから、一定の成果は得られているものと考えられる。

以上のことから、本事業による影響は評価書における評価目標を満足するものと評価され、特に問題はないと考えられる。

8. 本事業における環境取組内容の実施状況

8.1 工事中に実施する環境取組

本事業における工事中に実施する環境取組のうち、令和5年（2023年）3月までに実施した環境取組の実施状況は、表8.1.1に示すとおりである。

表 8.1.1(1) 環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和5年（2023年）3月末時点）
■大気汚染や騒音などの公害を防止する。		
建設機械		
1	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
2	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となるが、可能な限り使用する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
3	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングを抑制する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
4	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
5	工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
6	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図る。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
7	機械類は適切に整備点検を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
工事関連車両		
8	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
9	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
10	工事関連車両であることを車両に表示する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
11	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
12	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
13	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の走行台数を抑制する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
14	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
15	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
16	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。

（注） 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 8.1.1 (2) 環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和5年（2023年）3月末時点）
17	工事関連車両を場外に待機させない。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
18	クラクションの使用は必要最小限とする。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
19	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしない。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
20	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
工事方法		
＜騒音・振動等＞		
21	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置する。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、更なる防音対策を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
22	建設資材の落下を防止する等、丁寧な作業を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
23	杭の施工等の際には、騒音や振動の少ない工法を採用する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
24	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
＜粉じん・アスベスト＞		
25	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞		
28	工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
29	塗料等の揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
30	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
31	セメント及びセメント系固化剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
32	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用する。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
＜悪臭・廃棄物＞		
33	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行う。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
34	現地では廃棄物等の焼却は行わない。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。

（注） 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。なお、環境影響評価書において該当なしと判断した環境取組（No.26～27、35）については、欠番となっている。

表 8.1.1 (3) 環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和 5 年（2023 年）3 月末時点）
36	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮等により臭気対策を行う。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
■地域の安心安全に貢献する。		
37	近隣自治会等から地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努める。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
38	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
39	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入り口を施錠する等の対策を講じる。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
40	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組む。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
41	近隣自治会等と連携し、地域の防犯活動に参加する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
■環境に配慮した製品及び工法を採用する。		
＜省エネルギー＞		
42	エネルギー効率のよい機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水等の消費を抑制する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
＜省資源＞		
43	建設発生土は事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
44	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
■快適な環境づくりに貢献する。		
＜景 観＞		
45	仮囲いの設置に当たっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
46	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
＜周辺の環境美化＞		
47	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行う。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
48	建設資材、廃棄物等の場内整理を行う。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞		
49	夏期において水道水以外の用水を確保し、周辺道路等に打ち水を行う。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。

（注） 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和 3 年（2021 年）10 月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 8.1.1(4) 環境取組内容及び実施状況（工事中）

取組内容		実施状況（令和5年（2023年）3月末時点）
■地域との調和を図る。 ＜工事説明・苦情対応＞		
50	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせする。	工事の現況と今後の予定について、佐井寺西まちづくり通信等で近隣住民へのお知らせを行っている。
51	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応する。	工事に関する苦情窓口及び連絡先は事業者（吹田市土木部地域整備推進室）とし、佐井寺西まちづくり通信等で近隣住民に周知した。
＜周辺の教育・医療・福祉施設への配慮＞		
52	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画とする。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
53	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をする。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。
＜周辺の事業者との調整＞		
54	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努める。	令和4年度（2022年度）は工事の実施はなかった。

（注） 表中の番号は、「佐井寺西土地区画整理事業 環境影響評価書」（令和3年（2021年）10月、吹田市）で示されている環境取組内容と対応している。

表 8.1.1(5) 環境取組内容及び実施状況（工事中／その他）

取組内容		実施状況（令和 5 年（2023 年）3 月末時点）
■産業廃棄物・悪臭の発生抑制		
ア	コンクリートガラ及びアスファルトは再資源化率 99%、木くずは再資源化率・縮減率 95%を目標とし、廃棄物の最終処分量を減量する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
イ	残土は、建設発生土情報交換システムの利用により、工事間利用を図る。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
ウ	現地では廃棄物等の焼却は行わず、地域の分別収集に則って適切に処分する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
エ	浚渫土は、住居から離れた場所に仮置きし、乾燥させた上で処分する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
■水質汚濁、濁水流出		
オ	濁水の原因となる土砂の流出を抑制するため、造成工事中は降雨時の現場状況によりシート被覆、土嚢や土砂流出防止柵を設置するとともに、造成工事が終了した工事ヤードでは、速やかに植栽等による地表面の被覆を行う。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
■土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性の確保		
カ	工着手前に土質調査等を実施し、事業計画地の土質特性を把握する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
キ	一次造成では、造成地の法面勾配を安定勾配とし、必要に応じて仮設土留（矢板等）を行う等により、土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性を確保する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
ク	二次造成では、造成地の法面勾配を安定勾配に整形し、種子吹付等による法面保護を行うことにより、土砂流出、崩壊の防止及び斜面の安定性を確保する。また、各宅地盤においては、水による法面の崩壊を防止するため、仮設側溝・水返し等を施工する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
ケ	建設発生土を事業計画地の盛土材に流用する場合は、不等沈下を防止するため、適切な土壌改良、締固め工等を実施し、安定した盛土を築造する。	令和 4 年度（2022 年度）までに発生した建設発生土は、事業計画地内に仮置きしており、今後、事業計画地での埋め戻し等に使用する計画である。今後、建設発生土を事業計画地の盛土材に流用する場合は、不等沈下を防止するため、適切な土壌改良、締固め工等を実施し、安定した盛土を築造する。
■周辺住居に配慮した建設機械の採用		
コ	住居に近接して工事を行う場合、騒音・振動の発生が小さい小型の建設機械を使用する。	令和 4 年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。

表 8.1.1(6) 環境取組内容及び実施状況（工事中／その他）

取組内容		実施状況（令和５年（2023 年）３月末時点）
■動植物の生息・生育環境の保全及び特定外来生物の駆除		
サ	事業計画地外への自発的な移動が困難と考えられる重要な動物については、工事前に捕獲して生息適地へ移動させる。	動物重要種については、工事前ににおいて捕獲・移動作業を実施した（捕獲・移動作業の詳細は 6.3.1 項参照）。
シ	事業計画地で確認されている特定外来生物については、工事着手前に捕獲又は駆除を行い、事業計画地外へ移動させることのないよう対策を行う。	特定外来生物については、工事着手前に捕獲作業を実施した（捕獲作業の詳細は 8.2 節参照）。
ス	工事中に特定外来生物が事業計画地に新たに侵入したことが確認された場合は、可能な範囲で速やかに駆除する。	令和４年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
セ	調査結果は報告書として整理し、吹田市立博物館等で調査記録を保管する。	環境影響評価時点の調査結果については、報告書として整理し、吹田市立博物館で調査記録を保管している。
■埋蔵文化財の保護		
ソ	工事の実施に当たっては、事前に吹田市教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財等が確認された場合は適切に対応する。	令和４年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。
■作業従事者への安全教育の徹底		
タ	工事関連車両の運転者に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者、自転車や一般交通の安全を確保する。	令和４年度（2022 年度）は工事の実施はなかった。

8.2 特定外来生物の駆除

特定外来生物については、工事着手前に捕獲作業を実施した。

事業計画地では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号、最終改正：平成26年法律第69号）により、特定外来生物に指定されている動物としてアライグマ、ウシガエル、植物としてアゾラ・クリスタータ、オオカワヂシャ、ナルトサワギクの3種が確認されており、確認位置は、図8.2.1～8.2.2に示すとおりである。

特定外来生物の駆除は、表8.2.1に示すとおり計画している。

表 8.2.1 特定外来生物の駆除の計画

項目	種 名	方 法	備 考
動物	アライグマ	捕獲による駆除を行う	令和3年度（2021年度）から実施
	ウシガエル	施工前に池干しを行う	確認地点の工事着手前に実施
植物	アゾラ・クリスタータ	施工前に池干しを行う	確認地点の工事着手前に実施
	オオカワヂシャ	採取による駆除を行う	令和4年度（2022年度）に実施
	ナルトサワギク	採取による駆除を行う	令和3年度（2021年度）に実施済

（注） 周辺地域で確認されているオオキンケイギクについても、事業計画地で確認された場合は併せて採取による駆除を行う。

令和4年度（2022年度）は、アライグマの捕獲とオオカワヂシャの採取を行った。

アライグマの捕獲は、令和3年（2021年）10月から実施している捕獲を継続して実施した。吹田市環境政策室が所有しているアライグマの捕獲器を図8.2.1に示すアライグマの確認地点の付近に設置したが、アライグマは捕獲されなかった。夏季～冬季はアライグマの捕獲が困難である¹⁾ことから、令和4年（2022年）7月5日から捕獲を一旦中断し、令和5年（2023年）2月28日から捕獲を再開している。

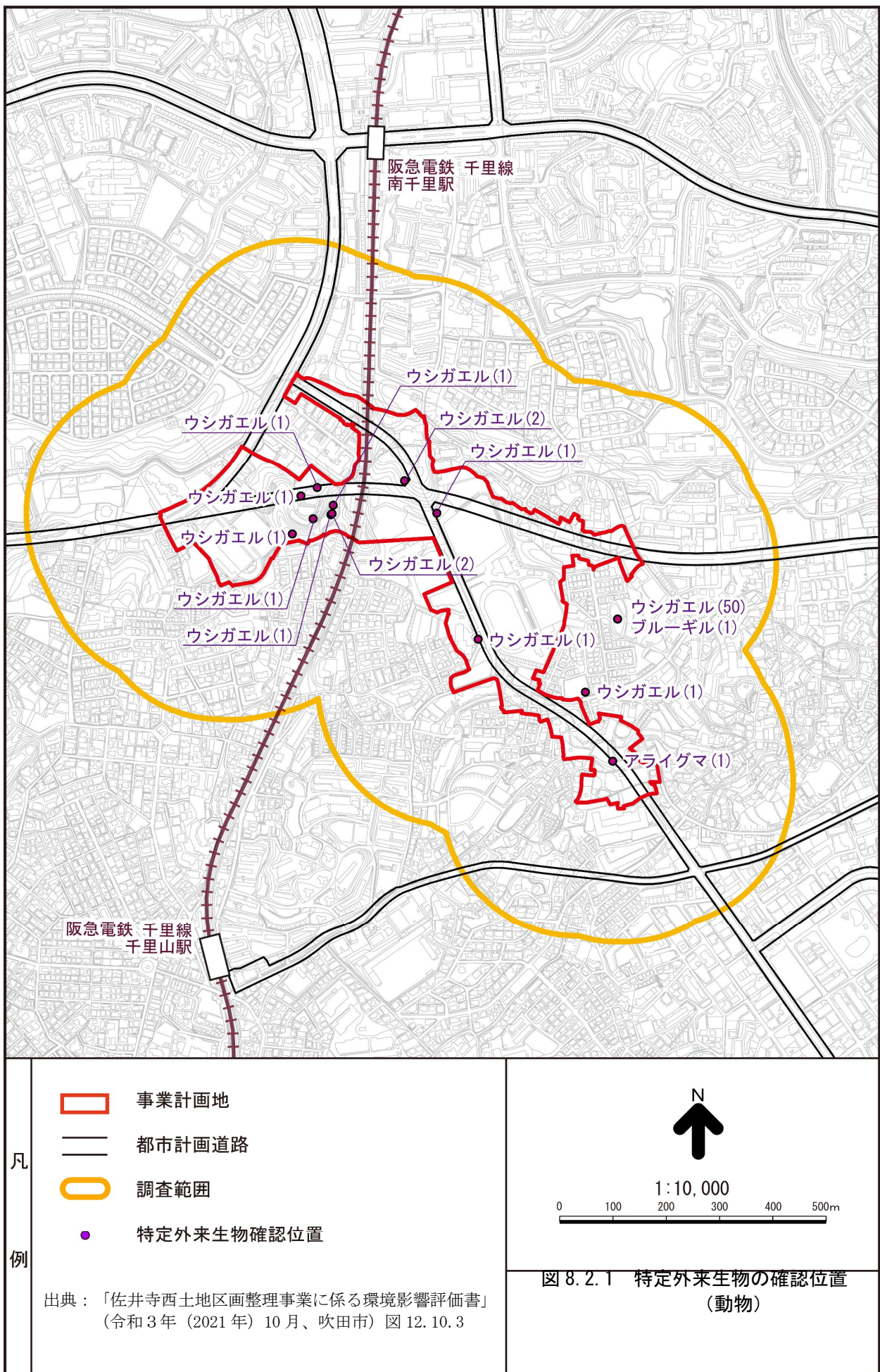
オオカワヂシャの採取は、令和4年（2022年）5月17日に実施した。図8.2.2に示す事業計画地内の確認位置を中心に、その周囲を広く確認したが、オオカワヂシャは確認されなかった。オオカワヂシャ是一年草のため、過年度確認位置では生育しなくなった可能性がある。

なお、オオカワヂシャの採取時に、併せてナルトサワギク及びオオキンケイギクの確認も実施したが、いずれも事業計画地内では確認されなかった。

表 8.2.2 アライグマの捕獲



（注） 1. 「アライグマ防除の手引き」（平成23年3月、環境省自然環境局）



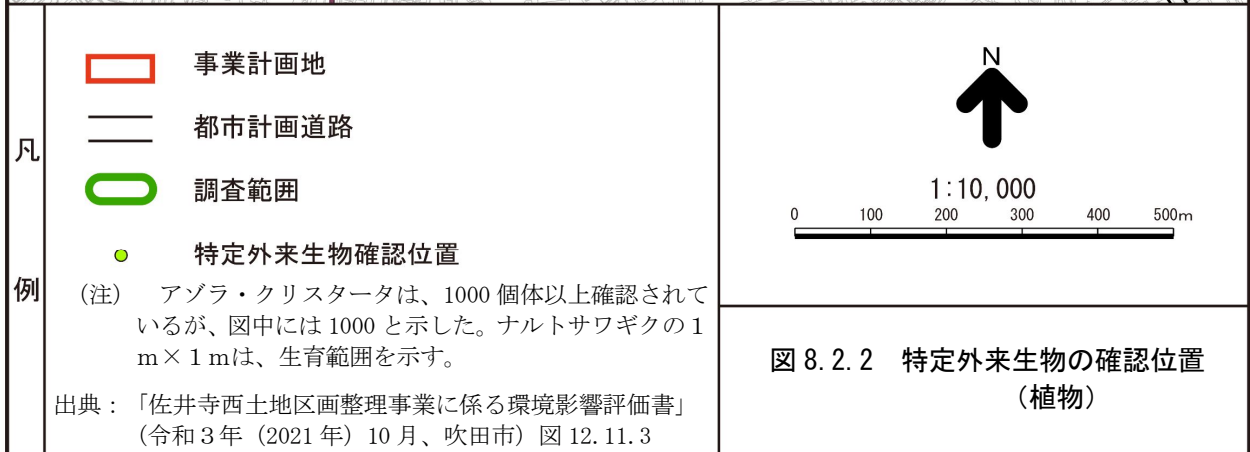
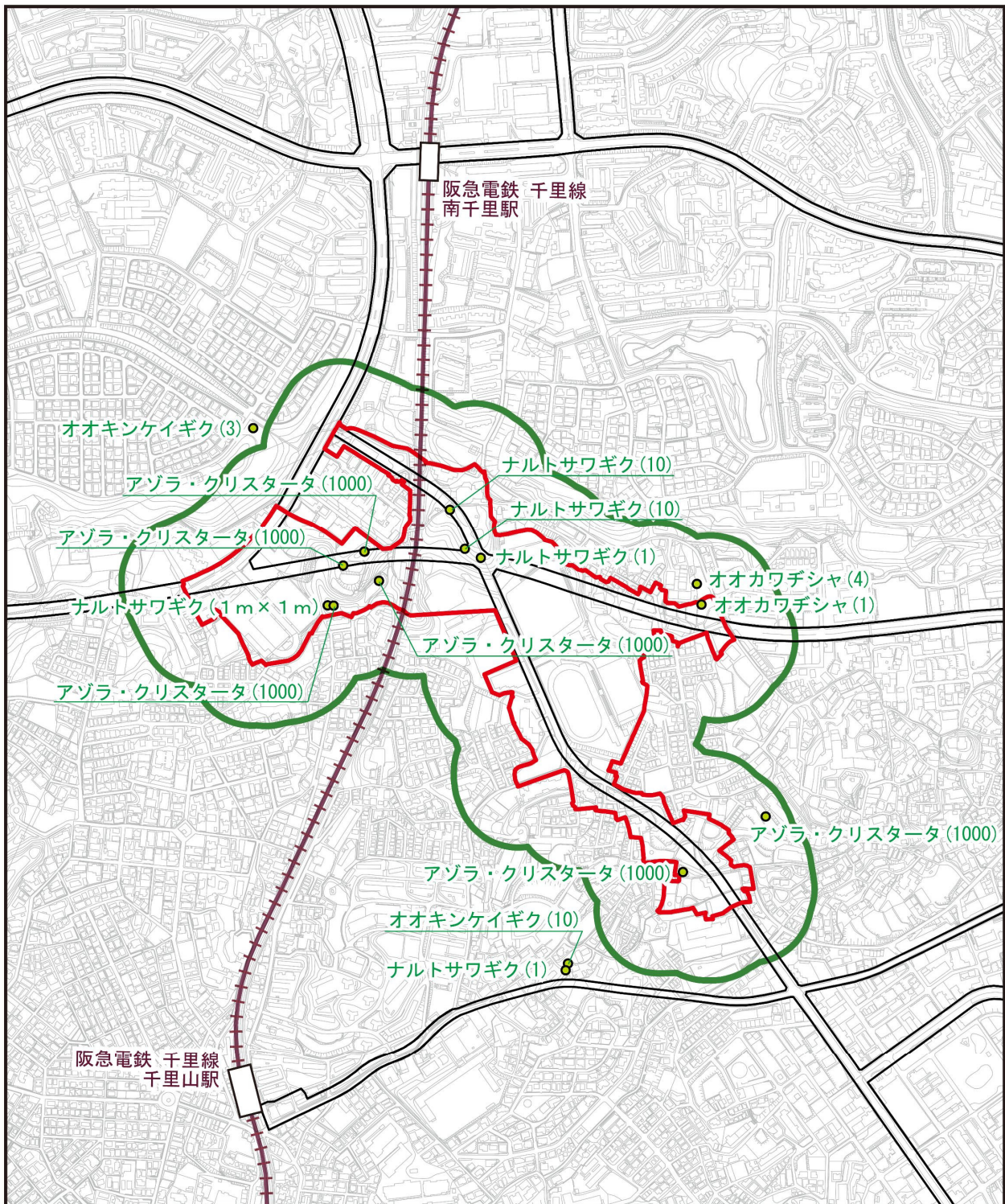


図 8.2.2 特定外来生物の確認位置
(植物)

9. 事後調査を委託した者の氏名及び住所

委託先の名称 : 中央復建コンサルタンツ株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 兼塚 卓也

主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市東淀川区東中島 4 丁目 11 番 10 号